

議題事項

香川県公安委員会運営規則（平成12年香川県公安委員会規則第6号）の一部について、所要の改正を行う。

1 改正理由

公安委員会定例会議の柔軟な運用を図るため

2 改正内容

改正後(案)	改正前
(定例会議) 第4条 定例会議は、原則として毎月3回定例日時に開くものとし、委員長がこれを招集する。 <u>ただし、委員長が、定例会議を開く必要がないと認めるときは、この限りでない。</u>	(定例会議) 第4条 定例会議は、 <u>毎週1回</u> 定例日時に開くものとし、委員長がこれを招集する。

3 改正案

香川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則（案）のとおり

4 施行期日

令和5年5月1日

公安委員会 説明資料 No. 2	G7広島サミット警備に伴う特別派遣について	令和5年4月27日 警備部
---------------------	-----------------------	------------------

議題事項

広島県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察職員等を特別派遣する。

1 派遣目的

G7広島サミット警備に万全を期すため

2 派遣概要

警察職員等

3 援助要求

警察法第60条第1項の規定により、広島県公安委員会から援助の要求があったもの

公安委員会 説明資料 No. 3	令和4年度に香川県警察が実施した会計監査 の実施状況について	令和5年4月27日 警 務 部
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">報告事項</div> <p>令和4年度に香川県警察が実施した会計監査の実施状況について、会計の監査に関する規則の規定により報告する。</p>		
<p>1 令和4年度に実施した会計監査</p> <p>(1) 重点項目 捜査費、旅費及び契約に係る事務処理状況並びに支出等関係文書の管理状況</p> <p>(2) 対象年度 令和4年度（受監日前日まで）及び令和3年度（令和3年10月以降）</p> <p>(3) 実施期間 令和4年7月25日から同年9月21日までの間</p> <p>(4) 対象所属 全43所属（警察本部31所属及び12警察署）</p> <p>(5) 実施方法 ア 警察本部長及び警察本部長が指名した警務部長、会計課長等による捜査費の取扱いに係る対面監査 イ 監査補助員による会計経理に係る関係書類の点検を行う書面監査、業務を担当する職員への聞き取り、物品の現物確認等</p> <p>(6) 実施結果 捜査費の取扱いに係る対面監査については、良好であった。 会計経理の関係書類の点検等に係る書面監査についても、おおむね良好であったが、契約履行確認時の検査検収の記載漏れ、旅費の計算方法の不備など軽微な事項についてはその場で口頭指導し、速やかにその是正又は改善措置を確認した。 また、実施結果については、本部長通知、会計課長事務連絡で全所属に周知するとともに、会計事務担当者会議で留意事項を指示するなど適正な会計経理の保持に努めた。</p> <p>2 根拠規定</p> <p>(1) 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）第6条 (2) 香川県警察が実施する会計の監査に関する訓令（平成16年香川県警察本部訓令第9号）第5条第2項</p> <p>3 令和5年度の実施予定 令和5年度に香川県警察が実施する会計監査については、令和4年度の監査結果等を踏まえ、捜査費、旅費、契約及び収入調定事務を重点的に実施する予定</p>		

報告事項

全警察署に対する業務監察及び服務監察を実施した結果、おおむね良好であった。

1 実施期間

令和4年度第4四半期（令和5年1月から同年3月までの間）

2 対象所属

全12警察署

3 実施者

担当監察官及び監察補佐員

4 監察項目

(1) 業務監察

交通街頭活動中の受傷事故防止対策の推進状況

ア 組織体制の確立状況

イ 小集団活動の実施状況

ウ 現場点検の実施状況

エ 教養訓練等の実施状況

(2) 服務監察

ア 非違事案防止対策の推進状況及び各種事故防止対策の取組状況

イ 職員の指導・支援の実施状況

ウ ハラスメント防止対策の推進状況

エ 通常点検、術科訓練

5 実施結果

一部指導事項があったものの、おおむね良好であった。

報告事項

警察本部から推薦していた憲法記念日知事表彰の受賞者4人が決定した。

1 表彰の趣旨

地方自治功労等の分野において、県の発展に貢献し、功績が特に顕著な者に対してその善行美績を顕彰するもの

2 受賞者

区分	受賞者	功労内容
交通安全功労	(一財)香川県交通安全協会副会長 松原 典士 (まつばら ふみお) 79歳	平成16年6月に長尾交通安全協会監事として任命された後、交通安全協会の役員を歴任し、令和4年5月に香川県交通安全協会副会長に就任後も、県全体の交通安全に大きく寄与するなど、その功労は多大である。
法医功労	香川県警察協力医 (香川県歯科医師会警察 歯科医会副会長) 井手口 英章 (いでぐち ひであき) 67歳	平成18年に香川県警察医会に入会後、役員を歴任し、平成25年に香川県歯科医師会警察歯科医会の副会長に就任、身元不明死体に係る身元確認手続に協力するなど、その功績は誠に多大である。
地域安全功労	丸亀中央交番地域安全推進委員 (丸亀警察署地域安全推進委員協議会会長) 川上 康夫 (かわかみ やすお) 79歳	平成5年から丸亀中央交番地域安全推進委員として活動し、平成23年に丸亀中央交番地域安全推進委員協議会会長に就任、令和元年には、丸亀警察署管内全体の地域安全推進委員協議会の会長となる等、長年にわたり防犯活動に尽力し、その功労は多大である。
地域安全功労	龍川駐在所地域安全推進委員 (龍川駐在所地域安全推進委員協議会会長) 元木 隆 (もとぎ たかし) 81歳	平成5年から龍川駐在所地域安全推進委員として活動し、平成21年に善通寺警察署地域安全推進委員協議会副会長に就任、平成27年からは龍川駐在所地域安全推進委員協議会会長を務めており、長年にわたり地域住民の防犯意識の高揚に大きく貢献している。

3 表彰式

- (1) 日時
令和5年5月10日(水) 午前11時から
- (2) 場所
県庁本館21階特別会議室

報告事項

令和5年春の叙勲及び第40回危険業務従事者叙勲の受章者が決定した。

1 令和5年春の叙勲

瑞宝中綬章の受章者

現 香川県警察嘱託医

香川大学名誉教授

井尻 巖 (いじり いわお) 80歳

2 第40回危険業務従事者叙勲

	勲等	受章者	年齢
1	瑞宝双光章	岩井 幸夫 (いわい ゆきお)	74
2		片山 敏勝 (かたやま としかつ)	74
3		横倉 謙三 (よこくら けんぞう)	74
4	瑞宝単光章	今宮 春雄 (いまみや はるお)	74
5		小野 充 (おの みつる)	74
6		塩田 博文 (しおた ひろふみ)	73
7		菌浦 清太郎 (そのうら せいたろう)	74
8		鷹尾 健治 (たかお けんじ)	79
9		田山 寛 (たやま ひろし)	74
10		中川 良和 (なかがわ よしかず)	74
11		西尾 道昭 (にしお みちあき)	74
12		濱崎 敏雄 (はまざき としお)	74
13		堀上 章 (ほりがみ あきら)	74
14		森 康廣 (もり やすひろ)	74

3 発令日

令和5年4月29日付け

4 伝達式

5月12日(金) 午前10時30分から

警察本部6階大会議室

報告事項

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に実施する。

1 期間

令和5年5月11日（木）から同月20日（土）までの10日間

2 実施主体

香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会

3 スローガン

「歩行者優先 守るけん かがわ県」

4 運動重点

- (1) こどもを始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- (3) 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

※ (1)～(3)は全国重点、(4)は地域重点

5 交通指導取締りの重点

- (1) 横断歩行者等妨害等違反をはじめとする交差点関連違反の指導取締り
- (2) 飲酒運転根絶に向けた指導取締り
- (3) 自転車利用者の交通ルール遵守に向けた指導取締り
- (4) シートベルト装着義務違反及びチャイルドシート使用義務違反の取締り

6 関連行事

- (1) 5/2 交通安全啓発用モニュメントの掲出 [三豊警察署]
- (2) 5/11 「春の全国交通安全運動」出発式 [県民会議]
- (3) 5/11 交通安全フラワーキャンペーン [高松西警察署]
- (4) 5/11 春の交通安全大キャンペーン [琴平警察署]
- (5) 5/13 親子交通安全教室 [東かがわ警察署]
- (6) 5/13 自転車乗車用ヘルメット着用推進キャンペーン [高松北警察署]
- (7) 5/19 交通事故死ゼロを目指す日街頭大キャンペーン 県下一斉
- (8) 5/20 交通安全フェア [高松西警察署]

報告事項

道路交通法第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員を令和5年4月1日付けで委嘱した。

1 委嘱期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2 委嘱委員数

188人

- ・新規委員 12人
- ・再任委員 176人

協議会名	委嘱委員数	協議会名	委嘱委員数
東かがわ	7 (0)	坂出	16 (4)
さぬき	10 (2)	高松西	8 (2)
高松東	12 (5)	丸亀	31 (7)
小豆	11 (6)	琴平	10 (2)
高松北	29 (9)	三豊	23 (6)
高松南	19 (15)	観音寺	12 (5)
合計		188 (63)	

※ () は女性で内数

3 選任要領

活動区域を管轄する警察署長が推薦した候補者のうちから委嘱

4 住民への周知

委員の氏名等を、警察署ごとに警察署の掲示板に掲示するとともに、県警察のウェブサイトに掲載する。

5 委嘱式及び研修会

- (1) 日時
令和5年4月28日(金) 午後2時～
- (2) 場所
県庁ホール